

土木工事検査マニュアル

令和 7 年 7 月

東京都財務局

目次

1 工事の請負契約と検査	3
(1) 請負契約…	3
(2) 検査の意義…	3
(3) 検査の法的根拠…	3
(4) 検査員の指定…	4
(5) 検査員の職務…	4
2 直接検査と間接検査	5
(1) 直接検査…	5
(2) 間接検査…	5
(3) 検査事務の流れ…	7
3 検査の種類	8
(1) 完了検査…	8
(2) 既済部分検査…	8
(3) 中間検査…	8
(4) 清算検査…	9
(5) 材料検査…	9
(6) その他の検査…	10
4 検査の実施	13
(1) 検査の手順…	13
(2) 書類確認の視点…	17
(3) 現地確認の視点…	26
5 検査における諸問題とその対応	29

はじめに

- 受注者は、設計図書に基づき機能や出来形を含め、発注者の意図する契約条件に適合した工事を実施する必要があります。
- また、工事完了時には、受注者が作成する資料を含めて検査員による検査を受検し、検査に合格したのちに、工事の成果物を発注者に引き渡すこととなります。
- 工事の検査は、契約の適正な履行を確保するため、またはその受ける給付の完了の確認をするために行われるものです。
- 「公共工事の品質確保の促進に関する法律」の第7条では、発注者は、公共工事の品質が確保されるよう、工事等の検査を適切に実施しなければならないとされています。
- 都では、検査の円滑かつ適正な執行を図るため、東京都検査事務規程に基づき「検査の技術的な基準」（以下「検査技術基準」という）を定め、工事の検査を実施しています。
- またこの間、受注者の働き方改革を後押しする観点から、工事関係書類の削減に取り組んでいます。その一環として、令和6年11月以降の発注工事等において、完了検査時における出来形数量の根拠資料の一部省略を可能とする取組を開始しました。
- 「土木工事検査マニュアル」は、上記の取組のほか、検査技術基準に規定する検査の方法などについて、受発注者共に理解が深まるよう、運用上の留意事項等を明らかにすることにより、検査を円滑かつ適正に行い、もって、公共工事の品質確保を図るため、取りまとめたものです。

1 工事の請負契約と検査

(1) 請負契約

官公庁の会計法規上契約と称しているのは、国、地方公共団体が、私人と対等な立場において締結する私法上の契約です。

したがって、これを規律するのは民法その他の私法であり、契約自由の原則、信義誠実の原則が適用されます。

工事請負契約書には

「上記の工事について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、裏面の条項により公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。」と記載されています。……………（信義誠実の原則）

(2) 検査の意義

検査は、契約の目的を達成するために契約の相手方の適正な履行を確保するとともに給付の完了を確認する行為です。

(3) 検査の法的根拠

1) 地方自治法 第 234 条の 2（契約の履行の確保）

普通地方公共団体が工事……についての請負契約……を締結した場合においては、当該普通地方公共団体の職員は、政令の定めるところにより、契約の適正な履行を確保するため又は……給付の完了の確認をするため必要な監督又は検査をしなければならない。

2) 地方自治法施行令 第 167 条の 15（監督又は検査の方法）

2 地方自治法第 234 条の 2 第 1 項の規定による検査は、契約書、仕様書及び設計書その他の関係書類に基づいて行わなければならない。

3) 公共工事の品質確保の促進に関する法律 第 7 条（発注者等の責務）

発注者は、基本理念にのっとり、現在及び将来の公共工事の品質が確保されるよう、……公共工事等の仕様書及び設計書の作成、予定価格の作成、……、工事等の監督及び検査並びに工事等の実施中及び完了時の施工状況又は調査等の状況の確認及び評価その他の事務を……適切に実施しなければならない。

4) 東京都契約事務の委任等に関する規則 第 16 条（監督及び検査）

局長及び所長は、その所属職員に命じて、……締結した工事……の請負契約…
…について、その適正な履行を確保するため、またはその受ける給付の完了の確
認をするため、必要な監督及び検査を行わせなければならない。

5) 東京都契約事務の委任等に関する規則 第 33 条（補助執行事務の検査）

- 2 財務局長は、前項（財務局長が締結の手続きをとった工事……）の検査を、
その所属職員に命じて行わせるものとする。

(4) 検査員の指定

1) 東京都契約事務の委任等に関する規則 第 40 条（直接検査を行う検査員）

財務局長は、直接検査を行わせる職員を、その所属職員のうちからあらかじめ
検査員として指定しておくものとする。

2) 東京都契約事務の委任等に関する規則 第 41 条（委任事務に係る検査を行う
検査員等）

局長及び所長は、第 16 条第 1 項の検査を行わせる職員を、その所属職員のうち
からあらかじめ検査員として指定しておくものとする。

(5) 検査員の職務

1) 東京都契約事務規則 第 50 条（検査員の一般的職務）

検査員は、請負契約についての給付の完了の確認につき、契約書、仕様書及び
設計書その他の関係書類に基づき、……当該給付の内容について検査を行わなけ
ればならない。

- 3 検査員は、前二項に定める契約について、契約の相手方がその給付を行うた
めに使用する材料につき、仕様書、設計書その他の関係書類に基づき、その内
容及び数量について検査を行わなければならない。

- 4 前三項の場合において必要があるときは、破壊若しくは分解または試験して
検査を行うものとする。

2) 東京都契約事務規則 第 53 条（監督及び検査の実施細目）

監督及び検査の実施についての細目は、別に定める。

3) 東京都検査事務規程 第 1 条（目的）

この規程は東京都契約事務規則第 53 条の規定に基づき、東京都が締結した工
事……の請負契約……に係る検査の実施について必要な事項を定め、もって検査
の円滑かつ適正な執行を図ることを目的とする。

2 直接検査と間接検査

(1) 直接検査

1) 東京都契約事務の委任等に関する規則 第 33 条（補助執行事務の検査）

次に掲げる契約について、その受ける給付の完了の確認（給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行う工事……の既済部分……の確認を含む）をするため行う必要な検査は、財務局長が行うものとする。

1-1 財務局長が締結の手続きをとった工事……の請負契約……。

2 財務局長は、前項の検査を、その所属職員に命じて行わせるものとする。

(2) 間接検査

1) 東京都契約事務の委任等に関する規則 第 34 条（補助執行事務の検査）

財務局長は、必要があるときは、前条第 1 項の検査を当該契約の締結を請求した局若しくは所又は当該契約を締結した所の所属職員に行わせることができる。ただし、特定施設に係る工事については、この限りではない。

2 前項の規定により検査を行う場合においては、その検査を行う職員は、当該職員の所属する局または所の長の指揮監督を受けるものとする。

2) 東京都契約事務の委任等に関する規則 第 35 条（補助執行事務の検査）

前条に規定するもののほか、財務局長は、特に必要があると認めるときは、第 33 条第 1 項第 1 号の検査を、当該契約の締結を請求した局又は所以外の局又は所の職員に行わせることができる。ただし、特定施設に係る工事の検査についてはこの限りではない。

2 財務局長は、前項の規定による検査を行わせる場合においては、あらかじめ、当該局または所の長に協議しなければならない。

3 第 1 項の規定により検査を行う場合においては、当該検査を行う職員は、当該職員の所属する局または所の長の指揮監督を受けるものとする。

3) 東京都契約事務の委任等に関する規則 第 36 条（補助執行事務の検査）

財務局長は、必要があるときは、第 33 条第 1 項第 1 号の検査のうち、用品の買入れに係る検査を当該用品を請求した局又は所の所属職員に行わせることができる。この場合における検査の執行については、第 34 条第 2 項の規定を準用する。

4) 間接検査基準(昭和 39 年 10 月 29 日付、39 財経検第 13 号。一部改正 平成 13 年 4 月 1 日付、12 財経検第 49 号)

以下に抜粋を記す。

1 工事関係

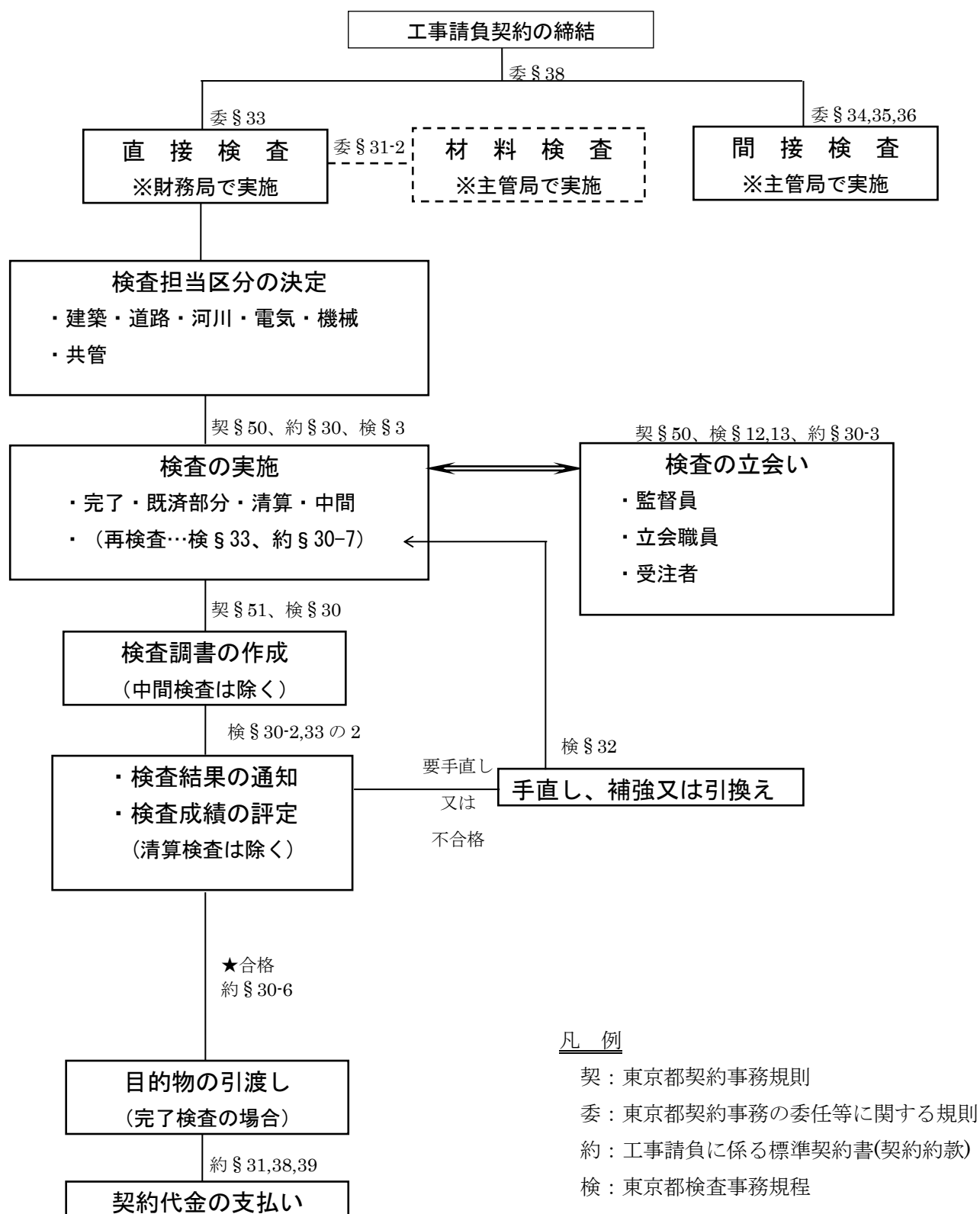
- (1) 離島で船便の確保が特に困難な次の地域において履行する契約
 - ア 青ヶ島村 イ 御蔵島村
- (2) 当該地への旅行に相当の日時を要する次の地域において履行する契約
 - ア 小笠原村
- (3) (1)から(2)までの理由に該当する以外の工事で、その目的又は性質から直接検査として処理することが不適当なもので次に掲げる契約
 - (中略)
 - エ 建物等の解体工事
 - (中略)
 - カ 電波障害防除工事
 - キ 塗装工事（塗り替え）
 - ク 案内標識等設置工事（土木のみ）
 - ケ 動物園舎修景工事（土木のみ）
 - コ 植栽工事（植栽のみ）
 - サ ネットフェンス工事（高さ1.8m以下のもの）
 - シ 鋼柵製作工事
 - ス 地盤改良工事
 - セ 土砂圧送（埋立）工事
 - ソ 増殖場（漁礁）造成工事
 - タ 消波ブロック等製作工事
 - チ しゅんせつ工事及び泊地整備工事
 - ツ 覆砂工事
 - テ 養浜工事
 - ト 海岸離岸堤（潜堤）工事

4 委託関係

各種の委託契約であって、契約内容を熟知している契約締結請求局（所）等において処理の方が効率的執行が可能な次に掲げるもの及びこれに類するものに係る契約

- (1) 工事関連
 - ア 設計委託 イ 工事監理委託 ウ 地質調査委託 エ 測量調査委託

(3) 検査事務の流れ（財務局契約工事）



3 検査の種類

(1) 完了検査

(東京都検査事務規程 第3条第1号)

工事……の完成……の給付の完了を確認するための検査

1) 完了検査について

- ① 完了検査は引渡し検査であり、基本的には中間検査や既済部分検査の対象も含めた全体が検査対象となります。
- ② 完了検査時には中間検査における指摘事項の履行の確認を含めて検査を行うこととなります。

2) 一部しゅん功検査について

- ① 一部しゅん功検査も引渡し検査であり、その取扱いは完了検査と同様です。
なお、一部しゅん功検査の対象範囲は、完了検査の対象外となります。
- ② 一部しゅん功検査は、契約書に一部しゅん工の条件が付いている場合は必ず実施しなければなりません。

(2) 既済部分検査

(東京都検査事務規程 第3条第2号)

給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行う工事……の既済部分……の確認をするための検査

1) 既済部分検査について

- ① 既済部分検査は支払いを伴う検査です。基本的には支払い対象範囲を検査対象として、該当部分が適切に履行されているかどうかを確認するもので、中間検査における指摘事項の履行等の確認も含めます。
- ② 既済部分検査対象部分については、後日契約変更ができなくなります。
- ③ 既済部分検査対象部分に工事内容の変更がある場合は、設計変更等の処理が適切に行われていなければなりません。

(3) 中間検査

(東京都検査事務規程 第3条第3号)

工事……の完成……の給付の完了前において行なう性能又は仮組立状態その他の確認をするための検査

1) 中間検査について

- ① 中間検査は、工事の施工途中でなければその検査が不可能なとき、又は、著しく困難なときに、それぞれの段階において確認を行うものであり、工事又は製造の完成、物品の完納その他の給付の完了前に、性能又は仮組立状態等进行检查するものです。この検査は、施工中において施工の基本的考え方を再確認する契機となります。それによって、施工管理、品質管理が適切に進められることで、その適正な履行が確保されるという点で重要です。公共工事・調達の適正な履行、品質の確保のために、中間検査の実施にご協力をお願いします。
- ② 中間検査における指摘事項は次回検査においても確認対象となります。

2) 中間検査の実施が望ましい例（表１）

- ① 舗装路盤等の確認 ……………一部区間でも可
- ② 管 き よ 工……………舗装工事の前
- ③ 人 孔 工……………蓋等の仕上げ前でも可
- ④ 本体工(電線共同溝)……………舗装工事の前
- ⑤ 基 礎 杭 工……………杭頭処理後
- ⑥ 基 礎 構 造 物 工……………フーチング等の埋戻し前
- ⑦ そ の 他……………橋梁仮組立検査、暗渠排水工、防水マット工等

(4) 清算検査

（東京都検査事務規程 第3条第4号）

契約を解除しようとする場合において行なう既済部分又は既済部分の確認をするための検査

1) 清算検査について

- ① 清算検査は契約を解除しようとする場合に、既済部分の確認をするための検査です。
- ② 清算検査は検査願に添付された主管局作成の「清算設計書」に基づき行います。
 - ・ 実地検査は既済部分検査と同様の取り扱いになりますが、築造途中の構造物などもありますので、数量の内訳については特に注意してください。
 - ・ 現場に搬入された（設置未了の）部材は原則として計上できないので注意してください。

(5) 材料検査

（東京都検査事務規程 第3条第5号）

契約の相手方がその給付を行うために使用する材料の確認をするための検査

1) 材料検査について

- ① 材料検査は、主管局で実施します。（東京都契約事務の委任等に関する規則第 31 条の 2：財務局長が締結の手続きをとった工事……について、契約の相手方が……使用する材料の検査は、当該契約の締結を請求した……局長若しくは所長が行うものとする。）

(6) その他の検査

1) 再検査について

契約内容との不適合や出来形不足などにより契約内容が完全に履行されず、かつ当該不履行部分の内容が重大であるものについては、改造や補強などの手直し工事により是正するとともに、その結果を含めて再度検査を行うものです。

(表 1) 中間検査の確認内容と検査時期 (例)

工 種	確 認 内 容	検査時期
基礎杭工 (既製杭)	- 出来形成果 (偏心、天端高) - 施工状態 (杭頭処理、井筒閉合、コネクタ、均しコンクリート) - 施工管理記録 (セメントミルク注入チャート紙、支持層確認、支持力確認、現場継手溶接) - 施工計画 (工法認定) - 品質管理記録 (セメントミルク比重、フロー値、モルタル強度、配合) - 工事記録写真	- 均しコンクリート打設後 - 杭頭補強筋施工後 - フーチング配筋前
基礎杭工 (場所打杭工) (地中連続壁)	- 出来形成果 (偏心、天端高) - 施工状態 (杭頭処理、均しコンクリート) - 施工管理記録 (孔壁測定、コンクリート打設、鉄筋加工組立) - 品質管理記録 (コンクリート、鉄筋) - 工事記録写真	- 杭頭処理後 (余盛コンクリート取り壊し後) - フーチング配筋前
躯体工 (護岸、橋台、橋脚、擁壁、防潮堤等)	- 出来形成果 (位置、基準高、高さ、幅、長さ) - 施工状態 (躯体コンクリート) - 施工管理記録 (コンクリート打設、養生、打継ぎ処理、気温、温度、時間、鉄筋加工組立) - 品質管理記録 (コンクリート配合、スランプ、空気量、塩化物量、強度、鉄筋) - 工事記録写真	- 躯体の埋戻し前 - 仮締切り撤去前
ブロック積工 石積工 (護岸)	- 出来形成果 (位置、基準高、高さ、厚さ、延長、勾配、面積) - 施工状態 (裏込碎石、コンクリート、水抜管、目地板) - 施工管理記録 (コンクリート打設、養生、打継ぎ処理、気温、温度、時間) - 品質管理記録 (コンクリート配合、スランプ、空気量、塩化	基礎工の埋戻し前

工 種	確 認 内 容	検査時期
	・ 物量、強度) ・ 工事記録写真	
ケーソン 製作工	・ 出来形成果（高さ、幅、長さ、壁厚、ハンチ） ・ 施工状態（函体コンクリート） ・ 施工管理記録（コンクリート打設・養生・打継ぎ処理・気温・温度・時間、鉄筋加工組立） ・ 品質管理記録（コンクリート配合、スランプ、空気量、塩化物量、強度） ・ 工事記録写真	・ フローティングドッグ等での製作終了後（艀装・進水前）
控 工 捨石工 裏込工 裏埋工	・ 出来形成果（位置、基準高、幅、延長、勾配、面積、量） ・ 施工状態（石材均し、控工取付状況） ・ 施工管理記録 ・ 品質管理記録（鋼材品質、石材比重・重量・材質） ・ 工事記録写真	・ 前面矢板の上部コンクリート打設前 ・ 被覆石又は被覆ブロック据付け前 ・ 背面埋立土砂投入前
栈橋工	・ 出来形成果（位置、基準高、幅、延長） ・ 施工状態（杭打設、防食塗装） ・ 施工管理記録（地盤確認、杭打設、支持力確認） ・ 品質管理記録（鋼材品質） ・ 工事記録写真	・ 杭打設完了後（上部工着手前） ・ 上部工用足場撤去前
橋 梁 (鋼橋)	・ 出来形成果（仮組立精度、工場塗装、現場塗装、架設精度） ・ 施工状態（溶接外部欠陥の目視、P T 試験、溶接内部傷U T 試験）（高力ボルト締付け、肌すき）（塗装厚、塗装仕上がり）（コンクリート仕上がり） ・ 施工管理記録（溶接内部傷R T、U T 試験記録）（溶接外部傷P T 試験、目視検査記録）（塗装条件、塗膜厚検査記録）（高力ボルト締付管理記録）（伸縮継手及び杓据付管理記録）（コンクリート打設、養生、打継処理、気温、温度、時間） ・ 品質管理記録（鋼材、塗料の品質） ・ 工事記録写真	・ 仮組立後（規模の大きい場合は、部材で中間検査を実施） ・ 工場塗装完了後（社内検査員制度適用外工事） ・ 大ブロック架設工法の場合は地組立完了後 ・ 現場架設後（足場撤去前） ・ 現場溶接完了後（現場塗装前） ・ 床版コンクリート（足場撤去前） ・ 塗装完了後（足場撤去前）
橋 梁 (コンクリート橋)	・ 出来形成果（架設精度） ・ 施工状態（コンクリート仕上がり、横締め、伸縮継手及び杓据付） ・ 施工管理記録（コンクリート管理、プレストレスング管理、グラウト管理、緊張装置のキャリブレーション記録） ・ 品質管理記録（コンクリート配合、打設、養生、打継処理、気温、温度、時間）（鉄筋、P C 鋼材の品質） ・ 工事記録写真	・ 横締め完了後
橋 梁 (耐震補強)	・ 落橋防止、橋脚補強（鋼板）… 橋梁（鋼橋）に準ずる ・ 橋脚補強（コンクリート巻立）… 躯体工に準ずる	・ 部材製作完了後（工場塗装前） ・ 工場塗装完了後

工 種	確 認 内 容	検査時期
		(社内検査員制度適用 外工事) ・現場取付完了後 (足場撤去前) ・コンクリート巻立完了後(仮締切撤去前)

(表 2) 契約代金の支払い、給付の目的物の引渡し

検 査 の 種 類	支 払 い	引 渡 し
完了検査（一部しゅん功検査、再検査を含む）	○	○
既済（既納）部分検査	○	×
清算検査	清 算	○
中間検査、材料検査	×	×

4 検査の実施

(1) 検査の手順

1) 工事の契約条件

請負工事の契約条件としては以下のものがあり、これに基づき工事の履行を確認することが検査です。

① 契約証書

発注者と受注者との合意の証書です。

② 契約約款

発注者と受注者の権利及び義務を明文化したものです。

③ 仕様書

発注者の技術的要求等を規定したもので、標準仕様書等があります。

特殊材料、特殊工法、その他標準仕様書に定められていないものについて、記載しています。

a 東京都土木工事標準仕様書

施工全般にわたり規定しています。

b 土木材料仕様書・材料検査実施基準

使用材料の品質・規格、材料検査について規定しています。

c 土木工事施工管理基準

出来形管理、品質管理の基準について規定しています。

d 工事記録写真撮影基準

工事記録写真の撮影方法等について規定しています。

e 特記事項

④ 図 面

入札に際して発注者が示した設計図及び発注者から変更又は追加された設計図です。

⑤ 種別内訳書

⑥ 指示・承諾事項

指示、承諾は原則として、書面をもって行われます。

2) 検査の一般的手順

① 事前説明

a 進行役は立会職員

進行役は、検査時、検査を進行させる役であり、下記のことが職務となります。

- ・ 検査対応メンバーの紹介と検査の進行
- ・ 設計変更や施工承諾等の報告
- ・ 検査中に要求のあった資料を確認のうえ提示

b 説明者は受注者

検査の対応は、受注者の責任で対応するものです。

「責任施工」（工事請負契約書第一条、監督基準の手引き）

- ・ 工事概要等準備した検査資料の説明
- ・ 既済、中間検査等の検査済み内容の説明
- ・ 出来形等の資料の説明

② 書類による確認

a 出来形資料（出来形図、出来形測定結果表）

- ・ 設計値と実測値との対比
(数量、標高、長さ、幅、高さ、厚み、ずれ等)

b 品質管理資料（試験位置図、品質管理一覧表）

- ・ 各種材料の試験データと基準値との対比
- ・ 土木材料仕様書やその他仕様書等に定められた頻度と方法で品質管理試験が行われ、基準値を満足しているかを確認

c 工事記録写真

- ・ 工事に先立ち作成した「工事記録写真撮影計画書」に基づき、工事の経過及び施工管理の状況等を適切に記録しているかを確認

d 施工管理資料（測定結果表、各種報告書、試験成績表、品質証明書等測定結果表、各種報告書、試験成績表、品質証明書等）

- ・ 施工過程や施工状況、隠れてしまって確認のできない出来形及び品質管理のための試料採取などを工事記録写真等により確認

(表3) 施工管理確認の例「鉄筋コンクリート構造物」

工 程	確 認 状 況	主 な 確 認 項 目
① 床付け	掘削、整正状況	丁張からの下がり管理による出来形、施工状況
② 碎石	転圧状況	
③ 均しコンクリート	敷き均し、打設状況	
④ 鉄筋の組立て	配筋状況	鉄筋の種類、径、本数、加工寸法、スペーサ、ピッチ、かぶり、ラップ等
⑤ 型枠	設置状況	
⑥ 本体コンクリート打設	打設状況	スランプ・空気量・単位水量・塩化物量の現場試験結果、テストピース採取・圧縮強度試験結果、打設・締固・養生・レイトンス除去、表面状態（露出面、ひびわれ、打継目）

③ 現地における確認

- a 出来形の検測（寸法、勾配、標高、高さ、基準位置など）
- b 出来ばえ（仕上がり状態、取り合いなど）

④ 手直し事項

- a 検査の結果、手直しを指示する場合は、「要手直し」の検査調書を通知するとともに、受注者及び立会職員と「手直し事項」を確認し、期限を含め文書により「手直し」指示を行います。
- b 手直しが完了したら受注者から「手直し完了届」を提出し、再検査を経て合格した場合に、改めて検査調書による通知を行います。

⑤ 検査の一般的手順例

（一般土木工事の場合）

- a 聴取（工事概要、検査対象）
- b 事前承認の確認（問題点、変更施工承諾項目）
- c 指示事項の確認（前回検査時に指示事項があった場合）
- d 施工管理資料の確認
 - ・ 施工計画書、出来形図、出来形測定結果表
 - ・ 各試験成績報告書・その他の管理記録
 - ・ 特記仕様書
- e 工事記録写真の確認（工事記録写真撮影計画書、記録写真集）
- f 現場施工状態の確認
 - ・ 出来形寸法等の計測、外観目視・機能性・据付け・固定・締付け状態
 - ・ 後片付け・清掃状態
- g 講評

- ・ 検査結果の講評、手直し・注意事項等の確認（再検査を含む）
- ・ 立会職員の同意有無の確認

（橋梁仮組立の場合）

- a 聴取（工事概要、検査対象）
- b 事前承認の確認（問題点、変更施工承諾項目）
- c 指示事項の確認（前回検査時に指示事項があった場合）
- d 製作・仮組立管理資料の確認
 - ・ 仮組立要領書、記録写真集、製作、仮組立寸法社内検査報告書
 - ・ 各試験成績報告書、その他の管理記録
 - ・ 特記仕様書
- h 放射線透過検査報告書の確認（放射線透過試験がある場合）
 - ・ 放射線透過検査撮影位置図、検査フィルム及び判定結果一覧表等
- i 超音波探傷検査報告書の確認（超音波探傷検査がある場合）
 - ・ 超音波探傷検査位置図、超音波探傷検査記録等
- j 製作・仮組立状態の確認
 - ・ 製作、仮組立寸法等の計測
 - ・ 継手部、取り合い部、部品等の目視、溶接状態及び母材の外観目視
 - ・ 清掃状態
- k 講評
 - ・ 検査結果の講評、手直し・注意事項等の確認（再検査を含む）
 - ・ 立会職員の同意有無の確認

3) 検査の手法

検査は契約図書に基づいて、品質、規格、性能、数量等について、契約の内容に適合しているかどうかを確認するものです。

① 明視による確認

現地、現物の出来栄え、取り合い、収まり具合について、見えるものは目視により、見えないものは写真その他の工事記録等により確認します。

② 計測による確認

現地、現物を実際に測定します。（テープ、レベル等）

③ 照合による確認

構造図と出来形資料、配合設計等承諾書類と試験結果、またこれら各資料と記録写真等を照合します。

④ 施設機能の確認

舗装の平坦性、照明の点灯、安全施設関係等各施設の機能を確認します。
(道路例)

(2) 書類確認の視点

1) 工事履行関係資料

契約書等の履行状況を確認するものです。

① 契約内容の変更及び承諾処理の確認

契約内容の変更、指示・承諾・協議事項等の処理内容、支給材料・貸与品及び工事発生品の処理状況その他契約書等の履行状況等の確認を行います。

② 特記仕様書記載事項の履行確認

特記仕様書記載事項が適切に実施されているか等の確認を行います。

③ 工事施工状況の確認

施工計画書記載事項が適正に実施されているか等の確認を行います。

2) 出来形資料

出来形資料は、契約図面の各寸法と実測値の差が規格値を満足することを確認するものです。

① 受注者は、出来形を出来形管理基準に定める測定項目及び管理基準により実測し、設計値と実測値を対比して記録した出来形図、測定結果表等を作成し管理しなければなりません。

② 出来形管理は設計値を目標として行うものとし、出来形管理基準により測定(試験)した実測値は、すべて規格値を満足しなければなりません。

③ 「土木工事施工管理基準」等に規格値の定めがない工種で、受注者の定めた管理規格値は、施工計画や施工承諾で承認された値であることを確認します(施工管理基準が定められていない工種については、監督員と協議の上、施工管理を行わなければならない：土木工事標準仕様書)。このため、工種に漏れがないか、また測定結果表で全て規格値を満足しているかなどを確認しておく必要があります。

④ 出来形寸法等で規格値を外れた部分は、補強を行う等により施工承諾処理がされているかを確認します。この場合、基礎杭等は構造上の計算チェックが必要になるので注意してください(受注者は、測定値が規格値を外れた場

合は、直ちに原因を究明し、改善策について監督員に報告の上、その指示を受ける：「土木工事施工管理基準」）。

⑤ 出来形数量の取扱い

- a 以下の工事においては、各局が定める土木工事施工管理基準等を満たしていれば、出来形数量は設計数量とすることとしています。
 - ・令和6年 11 月 1 日以降に起工（決定）する土木工事（特記仕様書に記載必要）
 - ・令和6年 10 月以前に起工した工事及び既契約工事のうち、受発注者間で協議を行い双方が合意済みであることを確認できた工事
- b この場合、従前は個別の出来形測量の実測値を合算した出来形数量内訳書及び出来形数量計算書の提出を求めています、不要としました。
（表4）
- c 設計数量については、受注者が行った設計図書の照査結果を確認し、設計図面等に変更があった場合は、契約変更を実施しておく必要があります。

（表4）

	従前	令和6年 11 月以降の発注工事等
出来形数量の根拠資料	出来形図、測定結果表 出来形数量内訳書、出来形数量計算書など	出来形図、測定結果表など
出来形数量の算出	出来形測量の実測値を合算した数量	出来形測量の結果が施工管理基準を満たしていれば、設計数量

※既済部分検査にあたっては、検査対象数量の説明又はその根拠資料の提示を求められます。

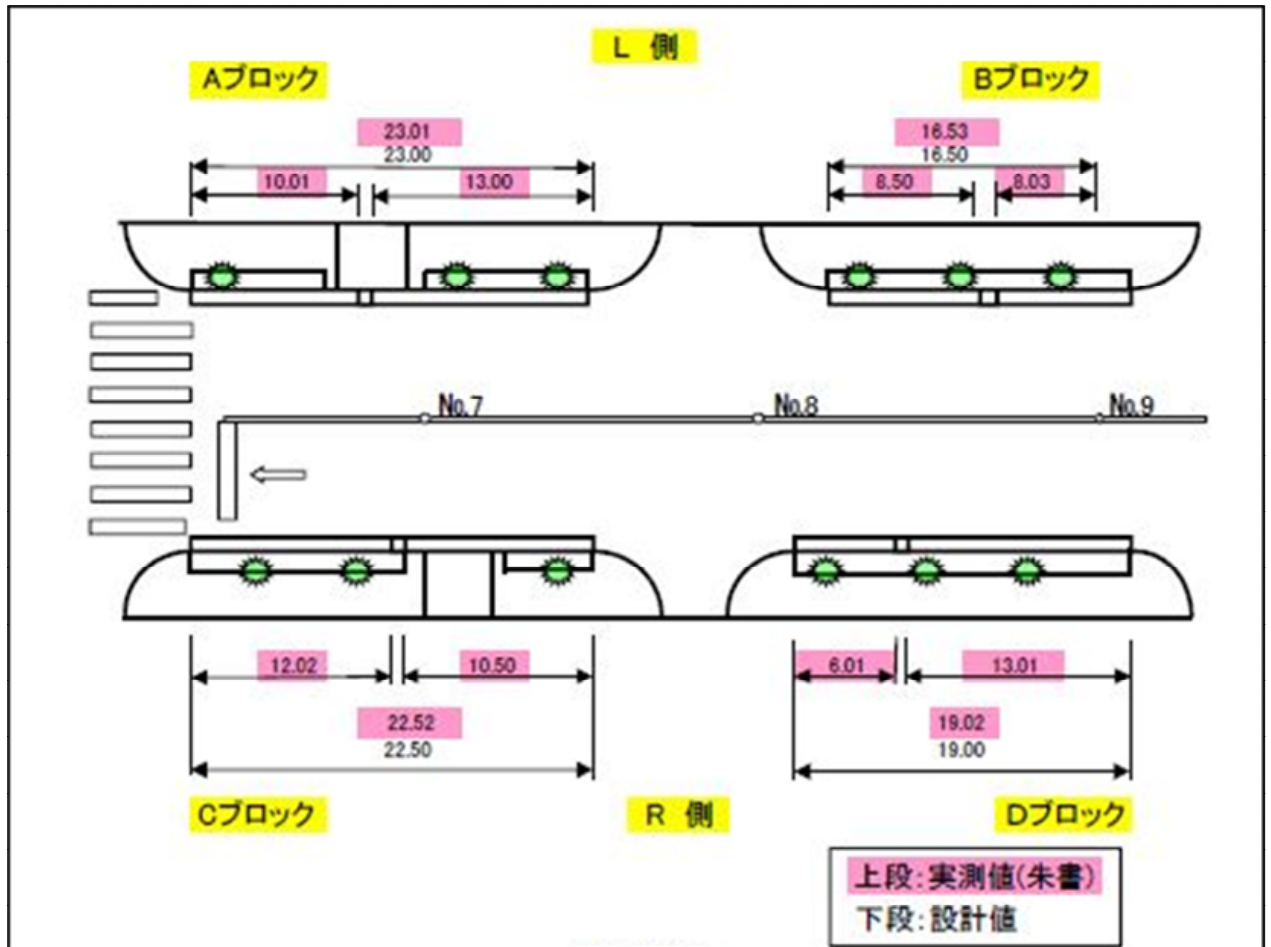
⑥ 出来形図（図1）

- a 設計図に実測値を赤色等で記入してください（設計値と二段書き）。
- b 縦断図 → 道路、管きょや人孔の標高
- c 構造図 → 護岸や擁壁の各部の標高、延長、高さ、ブロック積展開図

⑦ 測定結果表（表5）

- a 設計値（計画値）と実測値が対比できるように整理してください。
- b 差とその規格値を記入してください。
- c 二次製品等 J I S 工場で作られたものは除きます（材料検査で確認）。

(図 1) 出来形図例 (街渠工)



(表 5) 測定結果表例 (街渠工)

測定箇所	測定月日	設計値(mm)	実測値(mm)	差 (mm)	規格値(mm)	摘要
高さ(h1)	8/18	160	160	± 0	-30	
高さ(h2)	9/1	250	255	+ 5	"	
延長 (L)	9/1	23,000	23,010	+ 10	-200	
Aブロック						

3) 品質管理資料

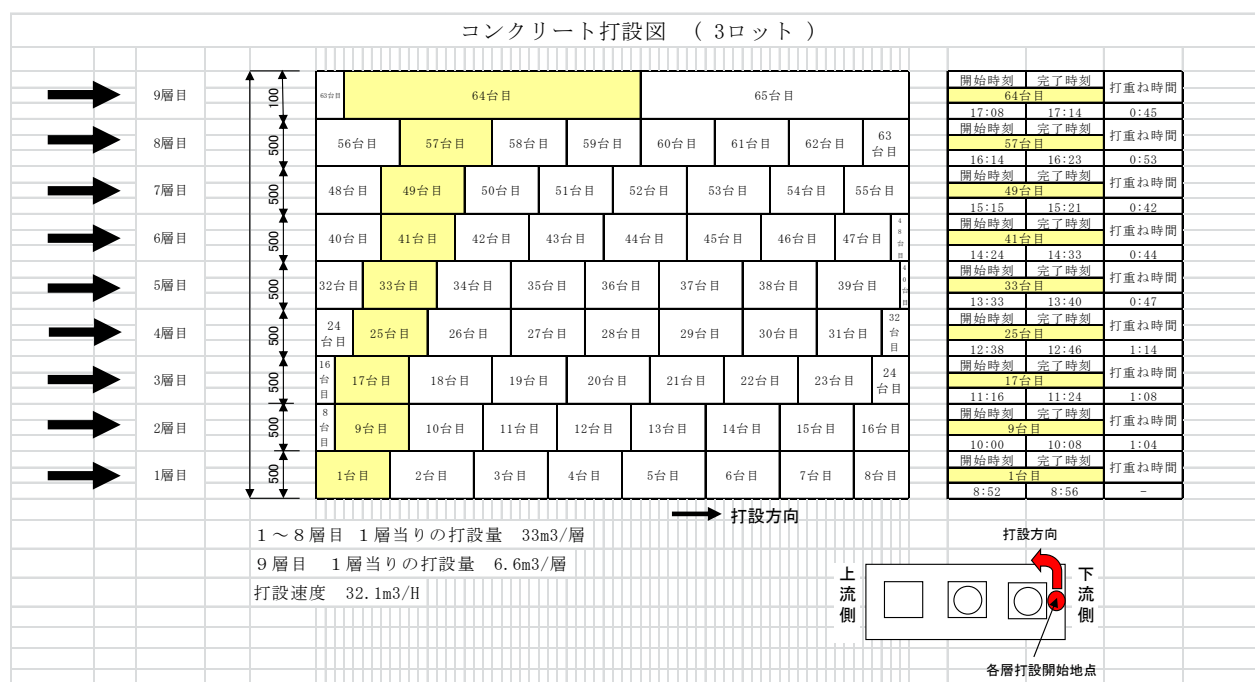
品質管理資料は、仕様書に定められた品質管理に関する測定・試験等の履行を確認するものです。

① 品質を品質管理基準に定める、試験項目、試験方法及び管理基準により管理し、その管理内容に応じて、測定記録、各種報告書等を作成し管理してください。

② 試験位置図

- a どの位置で資料が採取されたか、またどの位置で試験が行われたかを図示してください。
- b 舗装工事の場合、施工区割り図を作成し、密度試験位置やコア採取位置を、測点No. $\bigcirc\bigcirc+\triangle m$, オフセット $L=\triangle m$ 、等で記入してください（コアの採取位置は監督員の指示による：土木工事施工管理基準）。
- c コンクリート工事で打設回数が多くなる場合には、打設区割り図を作成し計画的に試験を行ってください。（橋脚、擁壁、ボックスカルバート等）（図2）

（図2）



※この際に説明図等を使用し、一目でわかる様にしておいてください。

- d 圧縮強度試験は、製造工場ごと及び、配合が異なるごとに実施してください。

e コア採取の箇所や数については監督員の指示に従ってください。

③ 品質管理一覧表

a 品質管理一覧表は、監督員の指示の下で（図3）を参考に作成してください。

（図3）

品質管理一覧表

工 程	材 料 名	試 験 項 目	管理基準	設計数量	実施数量	試験回数		規 格 値	測 定 値		判定	備考 (実施担当者)		
						予 定	実 施							
基礎路盤	セメント処理混合物	圧縮強度・密度	1回/100㎡	10㎡	10㎡	省略	省略	圧縮強度3.0～7.5N/㎡ 密度2.25g/㎤以上 締固め係数95.5%以上						
		締 固 め 係 数	1回/500㎡	4㎡	4㎡	省略	省略							
	再生クレーンラン RC-40	ふるい分け試験	1回/300㎡	11㎡	14㎡	1回	1回	50㎜ 100% 40㎜ 95～100% 20㎜ 50～80%	50㎜=100% 40㎜=100% 20㎜=74.2%	5.0㎜=32.6% 2.5㎜=18.7%	適合	土木技研研究所		
	再生クレーンラン RC-30	ふるい分け試験				1回	1回	40㎜ 100% 30㎜ 95～100% 20㎜ 50～80%	40㎜=100% 30㎜=100% 20㎜=77.2%	5.0㎜=39.5% 2.5㎜=28.7%	適合			
	再生粒状物整砕石 RM-40	ふるい分け試験	1回/100㎡	331㎡	343㎡	2回	2回	50㎜ 100% 40㎜ 95～100% 20㎜ 60～80% 5㎜ 30～55%	50㎜=100% 40㎜=100% 20㎜=71.6% 5㎜=19.3%	0.075㎜=5.7%	適合			
	(フレッシュネス試験)	締固め係数	1回/50㎡	452㎡	534㎡	2回	2回	28回/度以上	No.10(R)=98.7% No.6(R)=98.3% No.8-10(L)=98.3%		適合			
コンクリート工	生コン(1212)	スランプ・空気率	1回/50㎡					スランプ 8±2.5cm 空気率 4.5%±1.5%	圧縮強度 28.0/7日 28.0/7日 28.0/7日	塩化比重 0.0275	空気率 4.9%	スランプ 8.0cm	適合	駐車場公社
		圧縮強度	可搬スタートおよび 150㎡毎とその終点 につき1回/100㎡を 必要に応じて増設する (午後1時から午後5時 までは1回/100㎡)	56㎡	58㎡	2回	2回	1回の試験結果は呼び強度の値の85%以上、かつ、3回の試験結果の平均値は呼び強度以上	1回/日					
		塩化物含有量	2回/1日(午前・午後)					塩化物量 0.3kg/㎡以下	2回/日	30.7/7日	0.0286	3.7%	8.0cm	
プライムコート工	石油アスファルト乳剤 PK-3	乳剤散布量試験	1回/2000㎡	936㎡	957㎡	1回	1回	1.2t/㎡以上	No.9+10(R)=1.277t/㎡				適合	
タックコート工	石油アスファルト乳剤 PK-1～2	乳剤散布量試験	1回/2000㎡	4479㎡	4479㎡	3回	3回	0.4t/㎡以上	No.9(R)=0.418t/㎡ No.10(R)=0.421t/㎡ No.13(L)=0.416t/㎡	平均値=0.422t/㎡				適合
歩道舗装	アスファルト混合物	粒度・As試験	1回/30㎡					2.36㎜ (-7.5～11.5%) 0.75㎜ (-3.5～4.5%) 8㎜ ±0.5以内	併合 No.20(L) No.7+10(R) No.12+10(R) No.14+3(L) No.18+10(R) No.20(L)	0.075㎜ 4.8% 4.1% 4.1% 4.2% 4.1%	As 量 4.1% 4.1% 4.2% 4.1%		適合	
		乾燥・密度試験	1回/1000㎡			2回	2回	93.0%以上	併合 No.2(L) No.7+10(R) No.12+10(R)	併合 No.2(L) No.7+10(R) No.12+10(R)	併合 No.2(L) No.7+10(R) No.12+10(R)	併合 No.2(L) No.7+10(R) No.12+10(R)		適合
		現場透水試験	1回/1000㎡			2回	2回	400㎖以上/15秒	併合 No.2(L) 透水係数	併合 No.2(L) 4.8秒	併合 No.2(L) 5.2秒			適合

注) 上記一覧表は、一例を示したものである。作成に当たっては、土木工事施工管理基準・建設局材料検査実施基準及び土木材料仕様書等によること。

④ 指摘箇所の多い項目

- 支持地盤の確認記録（基礎杭のうち、特に場所打杭と既製杭の中掘工法による場合）が整理されていない。
- 現場練りモルタルの配合及び量の管理資料が整理されていない。
- 購入材料の使用量確認資料（特に変化率を考慮する土、砂、石材）が整理されていない。
- 塗装工事の温度、湿度及び時間管理記録が整理されていない。
- 地盤改良工のチャート記録がノーチェック（特に異常表示部などの説明）。
- 判定基準となる規格値が未表示（特に受注者の設定した規格値）。

- g 現場溶接部分の施工管理記録（特に杭溶接継手部、杭頭処理部、溶接管理者の検査記録）が整理されていない。
- h 溶接工の資格証明書（特に杭現場溶接継手部の施工従事者）が提出されていない。

4) 工事記録写真

工事記録写真は、施工状況の記録や工事完成後に明視できない箇所の出来形の資料となるもので、施工管理上重要なものです。

① 黒板の書き方

（黒板の記載事項）

- a 工事件名
- b 撮影日
- c 工種等
- d 測点（位置）どこで撮影したかが重要、現物にマーキング
- e 設計寸法（計画値）
- f 実測寸法（計画寸法と対比出来るように）
- g 略図

※ d、e、f については黒板で判読が困難な場合や記入漏れも多く見られます。再撮影できない場合、説明図や記入漏れの数値を入れると分かりやすくなります。

※ 実測寸法の差が規格値内であることを確認してください。

② 写真撮影のポイント

a 撮影管理

- ・ 記録に当たり撮影目的を明確にしてください。
（状況、数量、出来形、品質管理）
- ・ 撮影にあたっては、現物にマーキングし、測点と黒板を一致させてください（舗装、トンネル）。
- ・ 長いものは、長手方向で写してください（街きょ工、縁石工、管きょ工）。
- ・ 撮影位置の前後の状態が分かるように撮影してください。
- ・ 遠景とアップ写真を組み合わせ、スタッフや、コンベックスの目盛を読むことができるように撮影してください。
- ・ 写真で出来形が適切に撮影できない場合、監督員が確認を行い、その確認状況を撮影しておいてください。

- ・ ゼロ点と読み点の位置がわかるように、差し棒などをあててください。
- ・ デジタルカメラで撮影するときは、撮影後、液晶画面で再生して、写りを確認してください。写りが悪いときは、再度撮影してください。
- ・ 写真の撮り忘れがないように、写真の整理は、頻繁に行ってください。
- ・ 定規(標尺)の当て方を間違えないように注意してください。
- ・ 丁張(やり形)にNo. 点及び基準高を表示してください。(下がり管理箇所)
- ・ 作業途中の状況写真のみではなく、各工種の完了状態を判定する写真も撮影してください。(特に埋戻し転圧、レイタンス除去、プライムコート、タックコート、橋面防水、層別の塗装など)

b 施工管理

- ・ 耐震設計上の配筋規定の確認。(帯鉄筋・中間帯鉄筋・スターラップの形状、配置、位置、継手)
- ・ 鉄筋の被り寸法、ピッチ寸法、ラップ長、スペーサーの取付状態の確認。
- ・ 場所打杭鉄筋籠のロットごとの寸法、ラップ長及び全長の確認。また、杭頭処理後の杭径と鉄筋被り寸法の確認。
- ・ 鋼管杭の裏当てリングの取付状況、ずれ止め溶接状況の確認。
- ・ 仮設工事が施工計画どおり施工されているか。(特に山留支保工の設置位置及び設置時期、例えば支保工未設置の状態で、計画以上に掘削していないかなど)
- ・ 指定の工法や指定の機械を判別できるか。(杭打設工法や舗装機械など)

5) 施工管理資料

- ① 外部から目視確認ができない部分の工事は、施工管理資料により施工状態を確認する方法が主となります。
- ② 以下の(表6)は、主要工種の出来形及び品質管理状態を確認するための主な施工管理資料の作成に当たっての留意点です。

(表6) 主な施工管理資料の例

工種／工法	出来形の確認	品質管理の確認
1水中床掘工 2捨石工 3根固石工 4被覆石工	・記録写真 ・音響測深器による計測図（前測及び後測のオシログラフ）又はレド等による計測図 ・出来形断面図 ・発生土処分調書 ・石材搬入調書及び納品書 ・土の変化率の確認 ・石材の割増率の確認	・材料検査記録（石の見掛け比重試験及び重量確認、材質の確認）
5地盤改良工	・記録写真 ・出来形成果表（位置、深度、杭径、鉛直度、改良率等）	・事前ボーリングと室内配合試験 ・チェックボーリングによる改良深さと改良効果の確認
5-1 サンドコンパクションパイル工法	・杭伏図（杭番号、施工日） ・杭本数、杭径、杭長 ・チャート紙（打込深度、砂投入量等） ・位置・間隔・天端高、先端深度、盛上り量、チェックボーリング結果（N値）	・使用機械のキャリブレーション ・材料検査記録（砂の粒度、細粒分の含有率、湿潤密度） ・材料搬入調書（砂の産地確認）
5-2 高圧噴射攪拌工法	・事前ボーリング（土質、C、N値）による地盤と適用工法の確認 ・土被り条件 ・杭伏図（杭番号、施工日） ・杭本数、杭径、杭長 ・位置・間隔・天端高・先端・深度、盛上り量 ・事後ボーリング（一軸圧縮強度、改良上下端深度） ・チャート紙（噴射圧、引上げ速度の管理記録等） ・プラントの製造記録	・事前ボーリングと室内配合試験 ・チェックボーリングによる改良深さと改良効果の確認 ・使用機械のキャリブレーション ・材料検査記録 ・材料搬入調書及び納品書 ・スラリーの品質管理記録（比重、配合、強度）
5-3 深層混合処理工法	・事前ボーリング（土質確認） ・土被り条件 ・杭伏図（杭番号、施工日） ・杭本数、杭径、杭長 ・チャート紙（打込深度、ダブリング、注入量、注入時間等） ・位置・間隔・天端高、先端深度、盛上り量 ・事後ボーリング結果（一軸圧	・事前ボーリングと室内配合試験 ・チェックボーリングによる改良深さと改良効果の確認 ・チェックボーリング位置は監督員指示で決めているか ・使用機械のキャリブレーション ・改良杭打設記録 ・材料受け払い簿及び納品書 ・材料検査記録

工種／工法	出来形の確認	品質管理の確認
5-4薬液注入工法	・縮強度、改良上下端深度) ・プラントの製造記録 ・施工計画書との整合確認 ・配合試験記録 ・チャート紙(注入深度、ゲルタイム、注入量、注入圧、注入速度等) ・観測井の設置、設置期間	・スラリーの品質管理記録(比重、配合、水セメント比、強度) ・使用機械のキャリブレーション ・材料受け払い簿及び納品書 ・材料検査記録 ・日々管理記録(配合、注入剤の比重、ゲルタイム等) ・観測井による水質監視
5-5安定処理工法 (浅層改良工法)	・改良土量 ・改良材添加量(セメントまたは石灰) ・添加量の決定は一軸圧縮強度、改良地盤の規定強度は、コーン指数、現場CBR、地盤反力係数等のいずれかで確認	・材料受け払い簿及び納品書 ・材料検査記録 ・六価クロム溶出基準値
6杭基礎工(既製杭工法)	・施工計画書(工法確認) ・記録写真	・ソイルセメント品質管理記録(配合、密度、強度)
6-1中掘工法	・出来形成果表(偏心量、天端高、フーチングへの根入長)	・セメントミルク品質管理記録(配合、密度、強度)
6-2プレボーリング	・先端処理記録(セメントミルク噴出攪拌範囲、圧力、引上げ速度等)	・現場溶接管理記録(継杭) ・材料搬入調書及び納品書 ・支持層確認記録(オーガ駆動電流値、排出土、サンプリング)
6-3圧入工法		
6-4打込み杭工法	・記録写真 ・出来形成果表(偏心量、天端高)	・支持力・支持層確認記録(リバウンド量) ・現場溶接管理記録(継杭)
7杭基礎工(場所打杭工法)	・記録写真 ・出来形成果表(偏心量、天端高、基準高、フーチングへの根入長)	・支持層確認記録(試料採取、ボーリングによる確認) ・杭及び連続壁築造記録
7-1リバース工法	・孔壁測定記録(オシログラフ)	・コンクリート品質管理記録(配合、強度、塩化物量、スランプ、空気量、単位セメント量、水セメント比)
7-2オールケーシング工法	・コンクリート打設記録	・孔内安定液管理記録
7-3地下連続壁基礎工	・鉄筋加工、組立	・材料搬入調書及び納品書
7-4鋼管矢板基礎工	・発生土搬出調書 ・廃泥処分調書 ・6杭基礎工(既製杭工法)に準ずる	・6杭基礎工(既製杭工法)に準ずる
8土留工	・記録写真	・グラウト材品質管理記録(比重、フロー値、強度)
8-1グラウンドアンカー工法	・出来形成果表(配置誤差、間隔、せん孔角度、削孔長)	・適正試験記録(多サイクル確認試験)

工種／工法	出来形の確認	品質管理の確認
8-2地中連続壁工 (壁式)	7-3地下連続壁基礎工に準ずる	・確認試験記録(1サイクル確認試験)・材料受け払い簿及び納品書(グラウト材、間詰モルタル、PC鋼材等)
8-3地中連続壁工 (柱列式)	・記録写真 ・出来形成果表(基準高、ずれ、傾き)(芯材を用いる場合は基準高、偏心量) ・セメントスラリー打設記録 ・廃泥処分調書	・支持層確認記録(資料採取、ボーリングによる確認) ・使用機械のキャリブレーション・連続壁施工築造記録 ・セメントスラリーの品質管理記録(比重、配合、水セメント比、強度) ・材料受け払い簿及び納品書 ・材料検査記録
9コンクリート工	・記録写真 ・出来形成果表 ・搬入調書	・配合計画書 ・搬入打設状況報告書 ・温度管理記録(材料、気温) ・品質管理記録(強度、塩化物量、スランプ、空気量、水セメント比、単位水量) ・現場強度試験記録(打継処理剤の管理記録、養生管理記録、コンクリートテストハンマー)
10鉄筋工	・記録写真 ・出来形成果表(本数、ピッチ、被り、スパーサー、継手位置、形状寸法) ・耐震設計上の配筋規定の確認(帯鉄筋、中間帯鉄筋、スターラップの形状、配置、位置、継手)	・品質証明書(ミルシート) ・鉄筋継手の試験記録(事前、事後) ・継手及びフック等の承諾書(重ね継手、ガス圧接継手、機械式継手、溶接継手、機械式定着)

(3) 現地確認の視点

1) 位置、出来形寸法、基準高の確認

受注者の作成した出来形測定結果表から、主要部分を抜取りにより計測確認します。なお、工事の起終点位置は必ず確認します。

2) 機能性の面からの確認

水門、樋門の門扉開閉性能運転、照明灯の点灯試験、橋梁の杓遊間及び伸縮継手遊間の計測、舗装面の平坦性等について確認します。

3) 耐久性の面からの確認

コンクリートの仕上り面、テストハンマーによる打撃試験、橋面舗装部の排水ます取付状態、鋼橋塗装の仕上り面等について確認します。

4) 出来映え（仕上げ面、通り、美観）の面からの確認

柵類の通り、タッチアップ塗装、その他築造物全般について表面の錆、傷、汚れ等の有無を確認します。

（表 7）現場での指摘及び手直しの多い事例

工 種	指 摘 ・ 手 直 し 内 容
1 コンクリート工	・ ひび割れ・ジャンカ・砂すじ・目違い・レイトンス除去不足 ・ コールドジョイント・セパコーン穴埋め不良・面取りの忘れ ・ 水勾配の不足
2 鉄 筋 工	・ 被り不足・配筋間隔誤差・継手位置の集中（芋継ぎ不可） ・ スペーサーの個数と材質の不適切 ・ 耐震鉄筋（中間帯鉄筋、帯鉄筋）のフック形状、拘束位置、継手等の不適切
3 基礎杭及び杭頭処理工	・ 補強鉄筋、定着鉄筋の溶接不良 ・ 鉄筋の被り不足 ・ 場所打杭（リバース杭）及び地中連続壁基礎の余盛りコンクリート取壊し不良（スライム処理不良） ・ PC杭の杭頭処理（取壊し）不良及び破損 ・ 防食塗装の損傷部補修塗り不良
4 鋼 橋	・ 溶接欠陥（アンダーカット、オーバーラップ、ピット、廻し溶接不良、脚長及びのど厚不足、打ち傷、クランプ傷、糸面取りの忘れ） ・ 仮組立時の現場継手部の目違い及びスプライス部の肌隙 ・ 工場塗装の塗膜外観の不良（だれ、しわ、ピンホール、すけ等）
	・ 現場塗装の塗膜外観の不良、塗り残し（作業性の悪い部分） ・ 高力ボルト継手部の施工不良（本締め時のマーキングもれ及び共回り・軸回り、ナットの表裏逆設置、防錆処理されていない高力ボルト頭部の塗装、ピンテール処理等） ・ 補強工事等で溶接の熱影響を受けた鋼材の裏側部分の塗装仕上げ不良（特にスタッド溶接部と補強材の溶接部） ・ 箱けたのボルト継手部の防水未処理及び処理不良（シール材）
5 舗 装 工	・ 舗装面と路面構造物とのすり付け不良（特に橋梁のエキスパンション部分）

工 種	指 摘 ・ 手 直 し 内 容
	・ 分割施工の継ぎ目部分の段差
6 石積及び ブロック積工	・ 水抜きパイプの前面揃え不良、水抜きパイプの詰まり ・ ジャンカ（裏込コンクリートの締固め不良） ・ コールドジョイント（裏込コンクリートの打継ぎ目処理不良）
7 柵 類	・ 支柱の固定ボルト及びボルトの緩み、突出長 ・ ガードレール組立ボルトの取り付け向きが反対、及び建築限界の越境 ・ 河川の転落防止柵と橋梁親柱との間隔が開き過ぎ
8 控 工	・ 腹起しと矢板の密着不良 （特に矢板蛇行部や曲線施工部）
9 土 工	・ 護岸前面の土砂しゅんせつの深堀り ・ 柵類支柱回り埋戻しの締固め不足 ・ 土量変化率 ・ 締固機械のトラフィカビリティーを確保できない盛土材の使用

5 検査における諸問題とその対応

(1) 設計図書と現地の出来形の不適合

検査を進めている途中で設計図書と現地の出来形が違う場合が出てくることがあります。

(現地合わせや現地の取り合いのため、高さや位置を変えているようなケース)

しかし、検査員としては契約内容と違うものが現地に出来上がっている場合、契約内容との不適合と判断することとなります。

<対応>

契約図書と異なる施工を行う場合、書面による指示・承諾・協議等を必ず行ってください。現地と図面・数量等が整合していることが重要です。

(2) 諸問題と対応事例

1 設計仕様が不明確な部分を受注者の判断だけで施工している場合の対応 (例：ジベル筋、定着鉄筋等のフレーア溶接等)

受注者は、工事の施工に当たり設計図書の表示が明確でないことを発見したときは、書面で監督員に請求を求めることになっています。(請負契約 17 条)

したがって、受注者の判断で施工した部分の仕上り状態が、設計の要求品質を下回っている場合には手直しが必要となります。

2 設計図と現地の出来形が異なっている場合の対応 (例：既設構造物との取合い部形状や付属物の設置位置)

築造物内容を変更する場合は、原則として設計変更で対応します。

現場の納まりや取合い等による軽微な変更についても、受注者と監督員が協議したうえで施工承諾手続きが必要です。

3 出来形寸法等が規格値の範囲を外れている場合の対応 (例：基礎杭の偏芯量及び天端高)

この場合は、規格値を外れた原因が明確にされていることが必要です。

また、杭の打直しが困難な理由も明確にされていなければなりません。

そのうえで、構造面への影響検討が行われ、補強方法について施工承諾手続きがされていることが必要です。

4 工事記録写真が不足しているため、埋没している部分の確認が困難な 場合の対応（例：管きよのコンクリート防護、砂埋戻し）

この場合も、写真の不備な原因が明確にされていることが必要です。

履行の確認は、監督員の説明のほか、コンクリート打設記録等の管理資料により行います。

それでも履行の確認が困難な場合には、一部を掘削して直接目視により確認します。この場合は、受注者及び監督員の同意を得て対応します。

なお、破壊検査の場合は、検査事務を主管する課長の承認を得て行います。

5 水面下構造物の出来形計測において、波浪のため信頼度の高い計測データが得られない場合の対応（例：ケーソンマウンド出来形、人工リーフ）

事前に監督員立会いのうえで実施した計測データ、及び監督員の説明により確認できるものであることが必要です。

なお、水中記録写真が鮮明に撮影されていれば、補足資料として活用できる場合もあります。（島しょ工事等）

6 設計変更の決定前において、変更予定の構造形状で中間検査を請求 された場合の対応

変更予定部分について、工事内容の変更又は設計図書変更で処理することを、受注者と発注者の間で確認した書面が必要です（工事請負契約17条）。これは、工期末又は年度末に一括変更する部分についても同様です。

なお、軽微な変更とした部分については、監督員との協議に基づき施工承諾処理されていることが必要です。